

# 第1編 総論

## 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

### 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

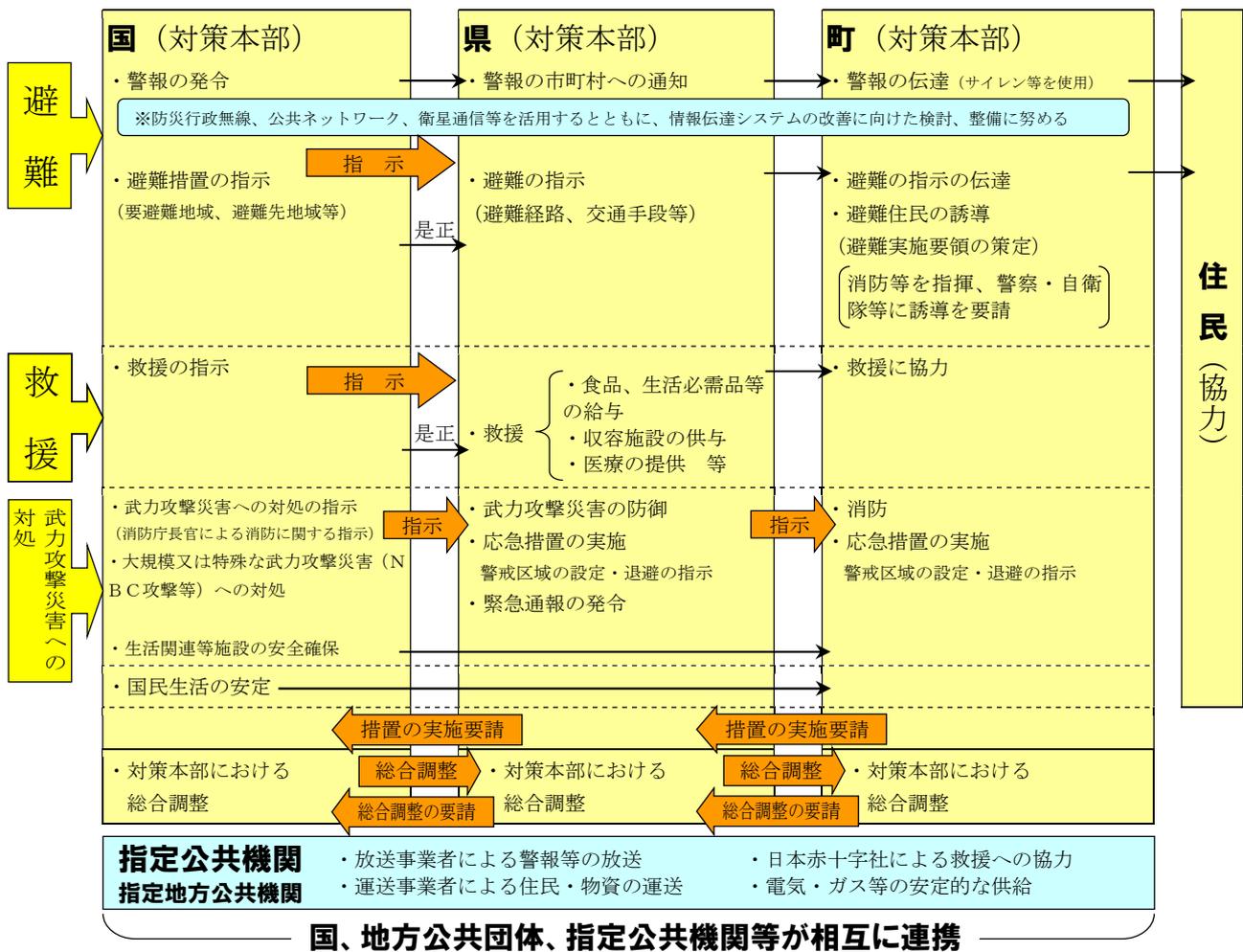
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



【町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
金武町	1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び町緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調

	整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
--	--

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】 ※県国民保護計画に記載されている事務又は業務の大綱を転載

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

	4 警察通信の確保及び統制
沖縄防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
沖縄総合通信事務所	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
沖縄総合事務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 5 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡調整 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安
沖縄地区税関	1 輸入貨物の通関手続き
九州厚生局沖縄分室	1 救援等に係る情報の収集及び提供
沖縄労働局	1 被災者の雇用対策
九州森林管理局 （沖縄森林管理署）	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
那覇産業保安監督 事務所	1 鉱山における災害時の応急対策 2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保
大阪航空局 （那覇空港事務所）	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置

沖縄気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十一管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有機物質等の発生等により汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

※県国民保護計画に記載されている事務又は業務の大綱を転載

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

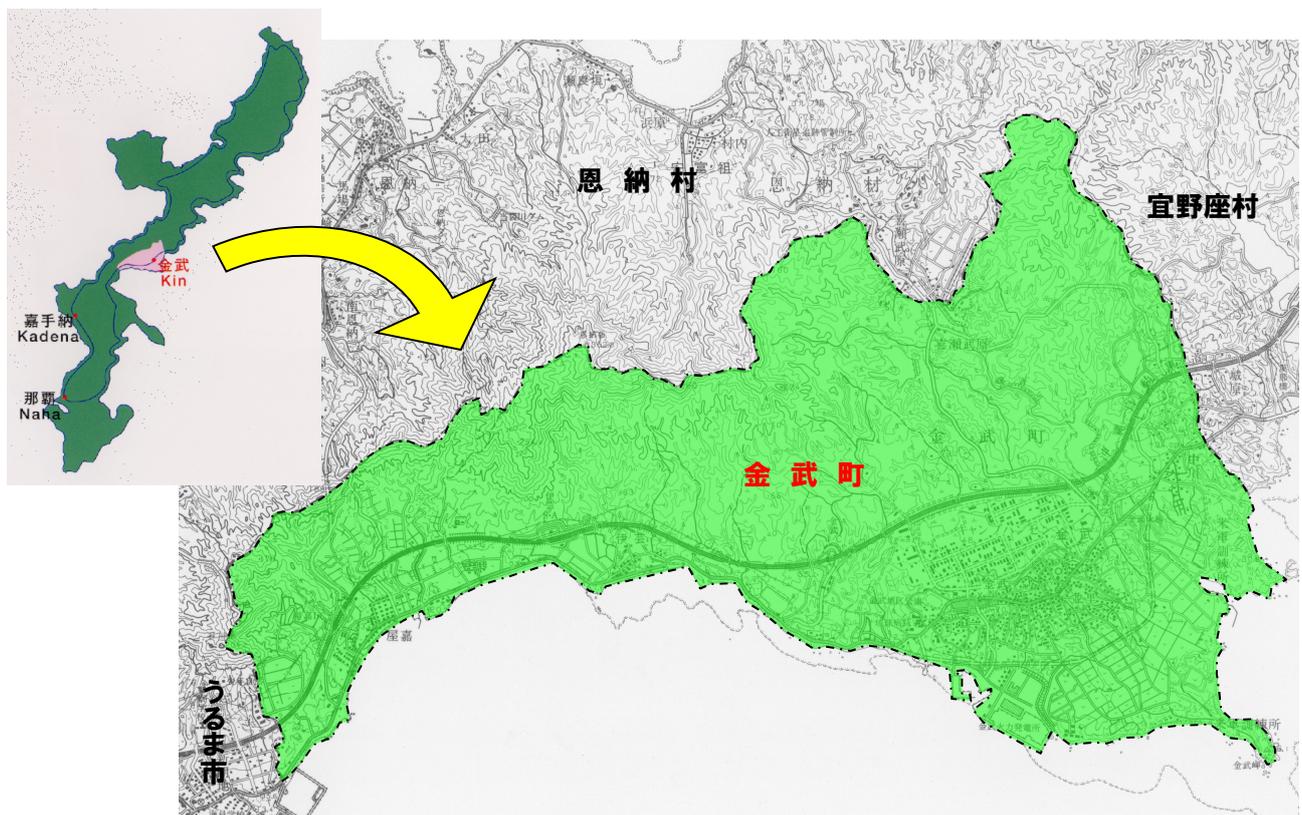
町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴などについて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本町は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側にあつて、東西に12.7km、南北8.0km、総面積37.75km<sup>2</sup>を擁し、北東に宜野座村、北西に恩納村、南西にうるま市と接し、南東部は太平洋に面している。

恩納村との接点にはティーチュ岳(177m)、ブートウ岳(214m)、ジャフン岳(250m)、恩納岳(363m)、屋嘉岳(202m)、石川岳(208m)の山々が東西に連なり、冬の季節風などを遮る腰当の森(クサティムイ)が形成されている。そして、それらの山々から太平洋側に向かって小起伏や緩やかな台地が広がり、海岸低地に続いている。また、北側の山々を源とする7つの小河川が海岸線に向かって南北方向に流れ、谷筋を形成し、地形に変化を与えている。

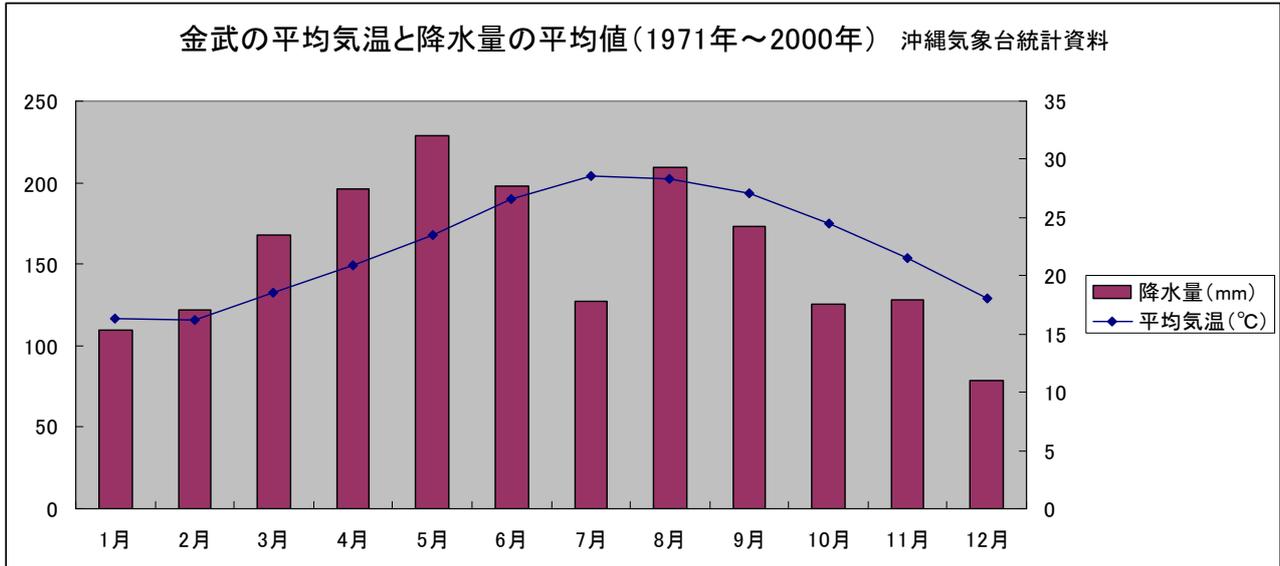
本町の中川から屋嘉までの東西方向の距離は約13km、山間部から海岸に向けての南北方向の距離は、長いところでブートウ岳付近からキャンプ・ハンセン一帯の大地を経て金武岬までの約8km、そして短いところで、石川～屋嘉境界から小浜原にかけての約2kmとなっており、町全体とおしての地形はやや三角形をなしている。



## (2) 気候

気候の特徴は、年平均気温が 22℃以上と暖かく、年降水量も 2,000mm を超えて多い。また、湿度が年間を通して高く、亜熱帯海洋性気候と呼ばれている。

気象状況を平成 6 年から平成 15 年までの過去 10 年間でみると、年平均気温 22.8℃、最高気温の極値の平均が 33.6℃、最低気温の極値の平均は 8.4℃、年平均降水量は 1,977mm となっている。



## (3) 人口分布

本町の平成 18 年 9 月末現在の人口は、10,953 人で、行政区別では、金武区で 4,776 人、並里区で 2,681 人、中川区で 927 人、伊芸区で 928 人、屋嘉区で 1,641 人となっている。総人口の推移をみると、平成 8 年度から平成 10 年度にかけては、増減を繰り返しているが、平成 11 年度以降は概ね 100 人程度の増加で推移している。

総世帯数は、平成 18 年 9 月末現在で 4,604 世帯となっている。行政区別にみると、金武区で 2,234 世帯、並里区で 1,054 世帯、中川区で 323 世帯、伊芸区で 384 世帯、屋嘉区で 609 世帯となっている。平成 8 年度から平成 17 年度までの 10 年間、総世帯数は一貫して増加している。

## (4) 道路の位置等

本町には、町内の中央部を南北に縦断する広域幹線道路の沖縄自動車道、東海岸沿いの国道 329 号が縦貫し、交通の要衝となっている。また、本町と西海岸地区とを結ぶ県道 104 号線及び県道 88 号屋嘉恩納線、町道の 359 路線で道路網が構成されている。

さらに、国道 329 号の交通量の増大及び交通安全上の見地から、国道バイパスの建設が進められており、今後は国道バイパスを軸として町内交通網の充実が検討されている。

(5) 港湾の位置等

本町における重要港湾は金武湾港の1港である。

船舶を使用して町外へ避難する場合、多くの船舶を用意する必要があるが、接岸できる船舶の大きさは港湾の規模により制限されるという課題がある。

(6) 米軍隊施設等

本町には、キャンプ・ハンセン、ギンバル訓練場、金武ブルービーチ訓練場、そして金武レッド・ビーチ訓練場の4つの米軍施設があり、その総面積は 22.45 k m<sup>2</sup>で町面積の約 59.5%を占めている。

(7) その他

① 発電施設

本町には、沖縄電力（株）の金武火力発電所があり、最大で 440,000kW の電力を出力する。

② ダム施設

本町の億首川中流域には、県企業局が管理する金武ダムがあり、建設当初はキャンプ・ハンセン専用の水道水源として使用されていたが、現在は石川浄水場の水源として利用されている。総貯水容量は 828 k m<sup>3</sup>で、利水容量は 660 k m<sup>3</sup>となっている。



## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	主な特徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li><li>・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。</li><li>・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li></ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要。</li><li>・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li></ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難</li><li>・極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。</li></ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。</li><li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部や重要施設等が主要な目標となることも想定される。</li></ul>

## 2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

類 型	主な特徴
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力事業所等の破壊</li><li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li><li>・危険物積載船への攻撃</li><li>・ダム等の破壊</li></ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li><li>・列車等の爆破</li></ul>
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li><li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量配布</li><li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量配布</li><li>・水源地に対する毒物等の混入</li></ul>
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li><li>・弾道ミサイル等の飛来</li></ul>